

学校事故にかかる法律相談

以下の相談事例を前提に、一郎から法律相談を受けたあなたは、どのような法的アドバイスを行うべきか検討しなさい。なお、事例中の氏名等は全てフィクションである。

【相談事例】

- 1 関大一郎（以下「一郎」という。）は、大阪府吹田市内のA中学校に通う13歳の男子学生で、A中学校のサッカー部に所属している。
- 2 平成26年10月1日（水）の放課後、一郎は、いつものとおり、A中学校のグラウンドでサッカー部の練習に参加していた。グラウンドは、A中学校から少し離れた隣町に存在するが、その日は、同じサッカー部員で同級生の法曹二郎（以下「二郎」という。）や、たまたまその日が休校であったため指導に来ていたサッカー部OBでB高校3年生の山田三郎（以下「三郎」という。）も参加していた。

なお、サッカー部顧問の川田四郎教諭（以下「川田教諭」という。）は、丁度その時間帯にA中学校の会議室で教員会議があったため、そちらに出席していた。

- 3 その日の午後5時頃、練習試合中に一郎と二郎がぶつかって、一郎が転倒する事故が発生した。
一郎が転倒したのは、一郎がたびたび反則行為を繰り返しており、事故直前に、一郎が二郎にトリッピングした（足で引っかけて躓かせた）ことに腹を立てた二郎が、三郎から大声で「ぶつかったれ！」と煽られ、それに触発されて故意に一郎の背後からぶつかったことが原因である。
- 4 練習後、一郎は、頸部に激しい痛みがあり、両腕が痺れるなどの症状があったため、医師に診てもらったところ、「頸椎捻挫」（いわゆる「むち打ち症」）で、3週間の通院加療が必要と診断された。
そこで、一郎は、事故があった日から3週間、週に3回ずつ病院に通い、リハビリ等による治療を受けたが、症状は改善しなかった。そのため、一郎は、事故から3週間経過後も週3回の通院治療を続けたが、症状は改善せず、平成27年4月10日の時点で、医師から、これ以上治療を続けても症状はよくなるらない、後遺障害等級14級9号に該当する、と告げられた。
- 5 一郎は、日常生活を送るには支障はないものの、両腕の痺れが酷く、以前のように激しい運動をすることが困難になってしまい、このままではサッカー部も退部せざるを得ない、将来は脳外科医を目指していたのにその夢も潰えるのではないかと心配している。

以上